

事務連絡
令和4年9月26日

公益財団法人日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

令和4年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和4年9月の間に改定公示が行われ、令和4年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、最低賃金の引上げの環境整備のため、令和4年度業務改善助成金について、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これら事業者の設備投資等に対する助成範囲を拡大したほか、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を引き上げるなどの支援拡充を図り、同年9月1日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、弊省労働基準局では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴財団におかれましても、会員の皆様等に対して改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

（参考）

- ・ 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

- ・ 最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>